

# 大阪市港区役所広報用 YouTube 運用方針(令和2年8月11日制定)

---

## 1 はじめに

情報化社会が進展する中、動画を活用した情報発信はますます重要になってきています。港区役所は、様々な方が利用可能である YouTube(ユーチューブ)を通じた情報発信にあたり、無用な誤解や混乱を生まないよう、また実りあるコミュニケーションを行うため、大阪市港区役所が運営する YouTube アカウント(以下「当アカウント」といいます)を下記の方針で運用しています。

当アカウントのご利用にあたっては、下記内容に同意のうえご利用ください。

## 2 情報発信の目的

大阪市港区政に興味や共感を持っていただけるよう、様々な行政情報や区の魅力、地域でのイベントや活動に関する情報など、動画を活用して広く区民・市民の皆さんに YouTube を活用し積極的に発信していきます。

## 3 アカウント運用のルール

### (1) 対応時間

原則として、平日 9 時 00 分～17 時 30 分としますが、この時間帯以外にも投稿する場合があります。

### (2) 運用管理責任者

港区役所にぎわい創出担当課長

### (3) 運用者(投稿者)

当アカウントは YouTube, LLC. 社のサービスを利用の下、大阪市港区役所職員が運用します。

### (4) 留意事項

- ・大阪市港区役所からの情報発信を目的としていることから、基本的に当アカウントからのチャンネル登録、コメントへの返信は行いません。
- ・区政・市政へのご意見やご提案は、「市民の声」をご利用ください。

・区政・市政全般に関することは[大阪市港区ホームページ](#)、[大阪市ホームページ](#)をご覧いただくな、各所属の担当部署にお問い合わせください。また、市政やくらしに関わる簡単なお問い合わせは[大阪市総合コールセンター（なにわコール）](#)をご利用ください。

#### （5）禁止事項等

当アカウントをご利用いただく際は、下記事項が含まれるコメントの投稿はご遠慮ください。

下記事項に該当すると運用管理者が判断した場合は、投稿者に断り無く、コメントの全部または一部を削除または非表示とする場合があります。

- ・法令等に違反するもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・人権侵害となるもの
- ・犯罪行為等を誘発するもの
- ・第三者を誹謗中傷しているもの
- ・本人の承諾なく、個人情報を特定・開示・漏えいするもの
- ・政治的活動、宗教的活動、営業活動、その他営利を目的としたもの
- ・記載された内容が虚偽または著しく事実と異なるもの
- ・著作権、商標権、肖像権など運用者、利用者または第三者の知的所有権を侵害する恐れのあるもの
- ・運用者、利用者または第三者に不利益を与えるもの
- ・有害なプログラム等
- ・その他、運用管理責任者が不適切と判断するもの

#### 4 著作権

当アカウントに投稿した音声・動画および記事等の著作権は大阪市港区役所または正当な権利を有する者に帰属します。また、動画等の無断使用・無断転載を禁じます。

ただし、著作権法上認められた場合および YouTube での「共有」機能を使用する等により転載の対象となるものを改変せず出所を明記する場合は除きます。

#### 5 免責事項

- ・大阪市港区役所は、当アカウントの掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- ・大阪市港区役所は、利用者が当アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一

切の責任を負いません。

・大阪市港区役所は、上記 1、2 のほか、当アカウントに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。

## 6 運用方針の変更

運用者は、当運用方針を事前に告知無く変更する場合があります。